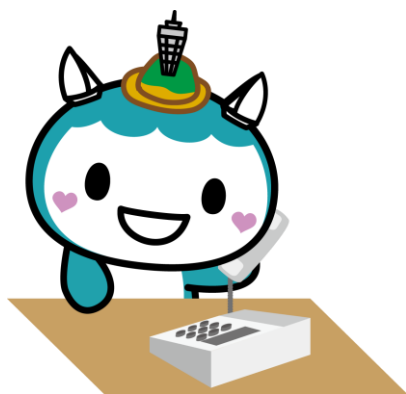


<令和2年度>

迷惑電話防止機能付電話機などの購入に 補助金を交付します



官公庁や銀行の職員等を名乗り、現金やキャッシュカードをだまし取るなどの特殊詐欺が多発しています。

藤沢市では、特殊詐欺による被害を未然に防止し、市民の皆さんの財産を守るため、迷惑電話防止機能付電話機などの購入に対して購入費の一部を補助します。

補助を受けられる方

次の条件をすべて満たしている方

- ① 藤沢市内に住所を有し、かつ当該居住地において電話機等を設置し、利用していること。
- ② 申請受付時点で70歳以上であること。
- ③ 藤沢市税を滞納していないこと。

補助の内容

補助金の額は、購入に要した費用に2/3を乗じて得た額(上限6,000円、1,000円未満は切捨て)

※1世帯につき1台限りです。

※ポイントなどでの支払い分やキャッシュバック、電話機等の設置費用や付属品の購入費用等は、補助の対象外です。

補助の対象機器

2020年(令和2年)7月1日以降に購入した特殊詐欺を防止するための固定電話機又は固定電話機に取り付ける機器であって、次の機能を有するもの。

<必要な機能>

電話機の呼び出し音が鳴る前に、当該電話機の電話番号に架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有するもの。

※ 公益財団法人全国防犯協会連合会が優良防犯電話機推奨品目録を公表していますのでご参照ください。(ホームページ:<http://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html>)

申請受付期間

2020年(令和2年)7月27日(月)～2021年(令和3年)1月29日(金)

※先着順に受付し、受付期間にかかわらず、予算額に達し次第終了となります。

申請方法

防犯交通安全課へ持参又は郵送

(郵送の場合、2021年(令和3年)1月29日(金)必着です。)

～手続きの流れ～

1 電話機などの購入

※補助対象となる機能等が限られますので、必ず購入前に補助の対象機器に該当するか、よくご確認ください。

2 補助金の申請

次の書類を準備し、防犯交通安全課の窓口を持参又は郵送で申請してください。

- ① 藤沢市迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金交付申請書兼事業完了届
- ② 領収書の写し（レシート不可）
※宛名（補助を受けられる方（申請者）の氏名）・販売店名・領収日・領収金額が記載されていること。
- ③ 購入した電話機等のカタログ又は取扱説明書の写し
※商品名、機種（型番）及び迷惑電話防止機能がついていることが確認できる箇所の写しが必要です。
- ④ 振込先口座の通帳等の写し
※「口座番号」「名義人（カタカナ表記）」がわかるページの写しが必要です。

3 審査・補助金交付（不交付）の決定

申請に基づき審査を行います。対象機器の設置状況確認のため、市から電話をかけることがあります。審査後、「補助金交付（不交付）決定通知書」を郵送にて通知します。

4 補助金の交付

交付決定後、指定口座に補助金を振り込みます。申請時期により、数か月要することがありますので、ご了承をお願いいたします。

その他

- (1) 補助の対象機器以外は、補助金の交付はできませんので、ご注意ください。
- (2) 予算には限りがあります。申請をしても、補助金の交付を受けられない場合があります。あらかじめご了承ください。
- (3) 転売や補助金取得後の返品が発生した場合、補助金を返納していただく場合があります。
- (4) 補助金交付決定時、アンケートを同封して郵送いたしますので、ご協力をお願いいたします。
- (5) 迷惑電話防止機能を使用しても、特殊詐欺の被害を完全に防止できるわけではありません。不審な電話等を受けた場合は、最寄りの警察署に相談・通報するなどして、ご自身で被害にあわないよう心がけましょう。

<問い合わせ先> 防災安全部 防犯交通安全課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎7階
電話番号：0466-50-8250（直通）
FAX：0466-50-8438